

# 東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書 添付書類チェックシート

(「交付申請書」に添付する書類の内訳です。このチェックシートも交付申請書に添付してご提出ください)

令和7年度単独補助用 (2つ以上の対象設備を同時に申請される場合、各々に交付申請書・添付書類の提出が必要です)	
①	<input type="checkbox"/> 令和7年度東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書(市指定様式第1) ⇒ 申請者の欄(住所、氏名、電話番号)は申請者が自筆で記入してください。(訂正はできません)
②	<input type="checkbox"/> 対象設備設置概要書(市指定様式第2) ⇒ 補助申請する設備の項目を記入してください。
③	<input type="checkbox"/> 対象設備の工事請負契約書又は売買契約書の写し(経費内訳が明記されているものに限りです) ⇒ 契約書に補助対象設備の経費内訳が明記されていない場合は、見積書を添付してください。
④	<input type="checkbox"/> 設置場所を示した地図 ⇒ 対象設備を設置した住宅について、周辺の道路区画の現況が分かる地図を添付してください。
⑤	<input type="checkbox"/> 市税完納証明書(市指定様式第3) ⇒ 証明日から90日以内に補助金交付申請してください。申請日に収納課(市役所1階)で証明を受けることもできます。
⑥	<input type="checkbox"/> 誓約書兼確認書(市指定様式第4) ⇒ 補助対象者となる要件になりますので、必ず申請者が自筆で誓約及び確認してください。(訂正はできません)
⑦	<input type="checkbox"/> 口座振込申出書(市指定様式第5) ⇒ 補助金の振込先口座は申請者本人名義に限りです。口座番号、支店名等に誤りがないよう注意してください。 ⇒ 市に登録できる口座はひとつだけです。登録済の口座があれば、確認の上で提出してください。
⑧	<input type="checkbox"/> 対象設備の設置費に係る領収書、分割払に係る契約書等の支払いを証明する書類の写し ⇒ 原則として契約金額と一致する領収書の写しを提出してください。 ⇒ 領収書の金額は「⑧対象設備の設置に係る領収金額内訳書」の合計金額と一致することを確認してください。
⑨	<input type="checkbox"/> 対象設備の設置に係る領収金額内訳書(市指定様式第6) ⇒ 対象設備の設置に要する費用(経費内訳)を対象経費と対象外経費に分けて記入してください。
⑩	<input type="checkbox"/> 製造者発行の保証書の写し(対象設備の型式、製造番号及び保証開始日が分かるものに限りです) ⇒ 請負者(対象設備の販売会社)等が発行した保証書は不可です。
⑪	<input type="checkbox"/> 対象設備本体とその設置状況、及び設備本体に貼付されている型式及び製造番号の分かるカラー写真 ⇒ 家庭用燃料電池システムにおける設備本体とは、燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体です。 <input type="checkbox"/> モニターの起動が確認できる画面を写したカラー写真 [HEMSの申請者のみ] ⇒ モニターがない設備の場合は、申請者情報及び電気の流れが分かる画面を写したカラー写真を提出してください。
⑫	<input type="checkbox"/> 住民票の写し ⇒ 交付日は工事の完了日以降、かつ交付日から90日以内に補助金交付申請してください。
⑬	<input type="checkbox"/> 暮らしカーボンニュートラルクラブ入会申込書(市指定様式第7) [家庭用燃料電池システム、定置用蓄電システムの申請者のみ] ⇒ 入会のご案内を確認の上で記載してください。
⑭	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書のうち建物の全部事項証明書の写し [対象設備設置済み住宅の購入者のみ] ⇒ 住宅の所有権を証明する書類になります。
⑮	<input type="checkbox"/> 住宅所有者の承諾書 [第三者の承認を受けた設置者のみ] ⇒ 親が所有している既存住宅に子どもが居住しており、子どもが対象設備を設置する場合等に提出が必要です。
⑯	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ⇒ 申請内容によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  添付書類の不足、記載漏れがある場合や消せるボールペン、修正液(修正テープ)等を使用した場合は申請を受理できません。(郵送やメールによる申請不可) すべての申請書類について記載内容を訂正する場合は、必ず二重線で見え消しのうえ訂正してください。ただし住所、氏名、金額の訂正はできません。         </div>	
<b>※申請の時期</b> 対象設備に係る設置工事を完了した日から <b>令和8年(2026年)3月19日まで</b> に申請してください。工事が完了した日とは、下記のとおりです。 設置者:「対象設備の保証書に記載された保証の開始日」 購入者:「対象設備の保証書に記載された保証の開始日」、「当該住宅の所有権保存登記の日」、「当該住宅の所有権移転登記の日」のうちいずれか遅い日	